

豊中市福祉避難所基本方針

令和6年 1 0 月

都市経営部危機管理課
福祉部

目次

- 福祉避難所とは
- 豊中市の福祉避難所一覧
- 福祉避難所の利用対象者
- 要配慮者避難先の利用対象者
- 要配慮者避難先の入所条件
 - ・高齢者
 - ・障害者
 - ・乳幼児・妊婦・その他
- 各種避難先における課題や今後の取組みの方向性
 - ・福祉避難スペース
 - ・福祉避難所
 - ・緊急入所施設、病院、市外施設等
- 福祉避難所等対応フロー図

福祉避難所とは

～平成28年4月 内閣府作成 福祉避難所の確保・運営ガイドラインより～

【災害対策基本法施行令第20条の6第5号】

主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この号において「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

【災害対策基本法施行規則第1条の9】

- 一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この条において「要配慮者」という。)の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 二 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 三 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

【福祉避難所の利用の対象となる者】

身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族まで含めて差し支えない。

豊中市の福祉避難所一覧

○千里介護予防センター

○特別養護老人ホームほづみ

○地域共生センター

○柴原介護予防センター

○高川介護予防センター

○庄内コラボセンター

○高川老人憩の家

○原田介護予防センター

○豊南老人憩の家

○庄本複合施設

○障害福祉センターひまわり

○東豊中老人憩の家

○小曾根校区南郷の家

○服部介護予防センター

○梅花中学校・梅花高等学校体育館

福祉避難所の利用対象者

◆豊中市における福祉避難所利用対象者の選定手順◆

1. 国ガイドラインに基づき、要配慮者の要介護認定や障害者手帳等級などから対象者を絞り込む。
2. 要配慮者の区分ごとの人数を算出する。
3. 算出した人数の13%を想定避難者数と仮定する。
※上町断層帯地震での市全体の想定避難者数が全人口の13%だと想定されているため。
4. 「福祉避難スペース（小中学校空き教室）」「福祉避難所」「緊急入所施設・病院等」の3種の避難先に振り分けるため、それぞれの延べ床面積を基に収容可能人数を算出する。
※収容可能人数は1人あたり3.5㎡で算出する。
5. ①「緊急入所施設・病院等」②「福祉避難所」③「福祉避難スペース」の順に要配慮者の区分ごとに振り分け利用対象者を確定させる。

※福祉避難スペースは、原則、多目的教室またはそれに代わる部屋を想定し計算するが、不足する場合は他の空き教室も加えて想定する。

要配慮者避難先の利用対象者

◆豊中市における要配慮者区分ごとの想定避難者数と避難先

要配慮者区分		想定避難者数 (対象者の13%)	避難先
高齢者	要支援 1、2 要介護 1	1,655人	福祉避難スペース（小中学校空き教室）
	要介護 2、3	773人	福祉避難所
	要介護 4、5	388人	緊急入所施設、病院等
障害者	身体障害者手帳 3、4、5、6 級 精神障害者保健福祉手帳 2、3 級 療育手帳 B 1、B 2	1,838人	福祉避難スペース（小中学校空き教室）
	身体障害者手帳 2 級 精神障害者保健福祉手帳 1 級 療育手帳 A	476人	福祉避難所
	身体障害者手帳 1 級	593人	緊急入所施設、病院等
その他	乳幼児 妊婦	2,014人	福祉避難スペース（小中学校空き教室）

※それぞれの要配慮者区分の人数は重複している場合がある。

要配慮者避難先の利用対象者②

◆豊中市における要配慮者避難先の収容定員と現状◆

避難先	収容定員			全想定避難者数 (対象者の13%)	現状	
	面積	人数	計算方法		不足面積	不足人数
福祉避難スペース (多目的教室 + 代替教室)	14,357㎡	4,102人	3.5㎡/1人	5,507人	4,918㎡不足	1,405人不足
福祉避難所	4,153㎡	1,187人	3.5㎡/1人	1,249人	217㎡不足	62人不足
緊急入所施設、病院等	—	—	—	981人	—	—

【収容定員の計算方法の考え方】

- ・感染症対策、避難環境の整備等のため、要配慮者1人に対し3.5㎡で計算する。

要配慮者避難先の入所条件など

◆福祉避難スペース（小中学校空き教室）

要配慮者区分	避難条件	避難方法	開設時期	移動手段
要支援 1、2 要介護 1 身体障害者手帳 3、4、5、6 級 精神障害者保健福祉手帳 2、3 級 療育手帳 B1、B2 乳幼児 妊婦 難病患者	・ 家族等の介助等により一般避難所での生活は可能ではあるが、心身状況により、一時的に落ち着いた環境で安静にする方が望ましいと判断した場合 ・ 妊婦及び乳幼児連れの家族で一時的に落ち着いた環境で安静にする方が望ましいと判断した場合	小中学校の体育館等の指定避難所の避難者の中から地域ボランティアによるスクリーニング	発災後すぐ	原則、自力または家族の支援。必要に応じて地域団体や行政職員の支援

◆福祉避難所

要配慮者区分	避難条件	避難方法	開設時期	移動手段
要介護 2、3 身体障害者手帳 2 級 精神障害者保健福祉手帳 1 級 療育手帳 A 難病患者	・ 日常生活における介助等が一般避難所では困難であり、冷暖房、トイレ等の設備が整い、家族等を中心に福祉避難所スタッフによる補助的な介助により避難生活が可能と判断した場合	小中学校の体育館等の指定避難所（福祉避難スペース含む）の避難者の中から行政によるスクリーニング	発災後すぐ （受入体制確保後）	・ 自力または家族の支援 ・ 協定先と委託先による移送

要配慮者避難先の入所条件など

◆緊急入所施設、病院等

要配慮者区分	避難条件	避難方法	開設時期	移動手段
要介護4、5 身障手帳1級 難病患者	・日常的に常時、介助等が必要で、生活環境が整備され、専門職が常駐する施設や病院等での入所・入院が必要と判断した場合	・小中学校の体育館等の指定避難所（福祉避難スペース含む）、または福祉避難所の避難者の中から行政によるスクリーニング ・災害時個別避難計画作成者は自宅からの直接避難	発災後 すぐ	協定先と委託先による移送

各種避難先における課題や今後の取組みの方向性

◆福祉避難スペース

現状（課題）	目指すべき姿
・避難スペースが不足している。 ・学校との空き教室の使用に関する調整が必要。 ・地域ボランティアへの協力依頼が必須。	体育館等の大部屋において避難生活が困難な人をスムーズにスクリーニングできる体制を構築し、避難先である小中学校の空き教室は1校あたり350㎡程度を確保する。

今後の取組み	担当部局
1. 教育委員会、学校との調整による空き教室の確保 * 各校350㎡程度の確保を目標とすれば、最大約20,000㎡のスペースを確保できる。 2. 公立こども園を乳幼児・妊婦の専用避難所とすることの検討 * 原則的には小中学校内での避難先確保を目標とするが、学校の調整が困難な場合は公立こども園への避難も検討する。 3. 地域へのスクリーニングの協力依頼と基準となるマニュアルの作成 * 行政によるスクリーニングと移送業務を簡略化させるため、福祉避難所等対応フロー図を基にした第1スクリーニング（体育館→福祉避難スペース）を地域ボランティアへ依頼する。	1. 危機管理課 教育委員会事務局 2. 危機管理課 こども未来部 3. 危機管理課 福祉部

◆今後の取組みの実施スケジュール

福祉避難スペース

今後の取組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	KPI（目標）
教育委員会、学校との調整による空き教室の確保	空き教室の把握及び調査	実施		福祉避難スペース確保延べ平米数 令和8年度：約20,000㎡
公立こども園を乳幼児・妊婦の専用避難所とするものの検討	所管課と調整	指定 周辺住民への説明		
スクリーニング基準マニュアル作成	内容の検討、素案作成	成案化		－
地域へのスクリーニング協力依頼		団体への説明及び協力依頼		全校区での受託率 令和8年度：50%

各種避難先における課題や今後の取組みの方向性

◆福祉避難所

現状（課題）	目指すべき姿
・避難スペース不足のため、さらなる拡充が必要。 ・スクリーニング、入所調整、移送の実施体制が未構築。 ・運営者等が不明確な施設がある。 ・運営マニュアルが未作成。 ・民間福祉事業者との協定（覚書）の整理。	福祉避難所への避難対象と想定される人数を収容できるだけの施設数（延べ床面積）を確保するとともに、発災後のスムーズな開設、移送、運営が実現できるよう民間福祉事業者との協力体制の構築や、運営マニュアルを整備する。
今後の取組み	担当部局
1. 福祉避難所の施設数の拡充（目標：約4,370㎡（残り：約217㎡）） 1）市有施設の新規指定または現指定避難所の福祉避難所への指定変更 ＊1施設あたりの収容可能人数ができるだけ多い施設を候補とする。 2）1-4-15の指定施設のうち協定未締結施設との協定締結 3）民間福祉事業者との協定（覚書）の整理および再締結 ＊緊急避難施設等の確保が不足する場合は、その対象者を福祉避難所において介護する場合も想定し、協定内容には移送や介護職の派遣など運営も含めた内容で調整する。 2. 指定避難所でのスクリーニングや移送等に関する手順や体制の構築 3. 運営基準・運営マニュアルの作成 ＊人員配置や費用負担など運営するうえで必要な基準を明確にし、施設ごとの運営マニュアルを作成する。 4. 全庁的な災害対応マニュアルやBCPの整理 ＊発災後の全庁的なタイムライン作成と業務整理を行い、効果的な動員調整が行える体制を構築する。 例：福祉部職員で運営スタッフやスクリーニング実施者を確保できるようその他業務への動員	1. 1）危機管理課 2）危機管理課 福祉部 3）福祉部 危機管理課 2. 福祉部 危機管理課 3. 福祉部 危機管理課 4. 危機管理課

◆今後の取組みの実施スケジュール

福祉避難所

今後の取組み		令和6年度	令和7年度	令和8年度	KPI（目標）
福祉避難所の施設数の拡充	1）新規指定または福祉避難所への指定変更	検討及び調整 適時指定変更			福祉避難所確保延べ平米数 令和8年度：4,370㎡
	2）15の指定施設との協定締結	検討及び調整 適時締結			
	3）民間福祉事業者との協定（覚書）の整理	整理及び見直し 必要に応じて再締結			
指定避難所でのスクリーニングや移送等に関する手順や体制の構築		内容の検討、素案作成	成案化		—
運営マニュアルの作成		内容の検討	素案作成	成案化	運営マニュアル作成数 令和8年度：15
災害対応マニュアル、BCPの整理		庁内照会、素案及び成案化 職員動員数の把握と配置調整	施行		令和6年度までに職員動員体制の構築

各種避難先における課題や今後の取組みの方向性

◆緊急入所施設、病院等

現状（課題）	目指すべき姿
・スクリーニング、入所入院調整、移送の実施体制が未構築。 ・緊急入所先の施設を想定できていない。 ・自宅から直接入所入院できる仕組みがない。 ・重度な障害者や高齢者の在宅生活者の対策が不十分。	発災後のスムーズなスクリーニングや、自宅から直接入所入院もできるように避難先の確保と移送計画を定めるとともに、災害時には市外（府外）施設への入所も想定した依頼先の選定や手順書の作成を行う。

今後の取組み	担当部局
1. 指定避難所でのスクリーニングや移送等に関する手順や体制の構築	1. 危機管理課 福祉部
2. 緊急入所可能な施設の選定と協定締結 * 緊急入所先として想定される施設を選定し、上限施設数、総延べ床面積を算出する。 * 災害時個別避難計画の作成を進めるとともに、緊急的に入所できる施設を確保し協定を締結する。	2. 危機管理課 福祉部
3. 市外（府外）施設への入所を想定した計画の作成 * 大阪府への要請に関する手順の確認。 * 上記以外の市独自ルートとして、中核市会や空港就航都市、その他相互応援協定締結の自治体などを想定した依頼先自治体のリストアップや依頼手順書の作成。	3. 危機管理課 福祉部
4. 医療本部（保健所、豊中病院）との連携、手順書の作成 * 災害時に迅速な病床の確保や入院調整を行うために、医療本部との連絡調整の手順書の作成。	4. 危機管理課 健康医療部 市立豊中病院 福祉部

◆今後の取組みの実施スケジュール

緊急入所施設、病院等

今後の取組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	KPI（目標）
指定避難所でのスクリーニングや自宅からの移送等に関する手順や体制の構築	内容の検討、素案作成	成案化		—
緊急入所施設の選定と協定締結	施設の選定、上限の把握	協定締結の打診及び調整 適時締結		緊急入所施設確保数（人） 令和8年度：981人分
市外（府外）施設への入所を想定した計画作成	内容の検討	素案作成	成案化	
医療本部（保健所、豊中病院）との連携、手順書の作成	内容の検討	素案作成	成案化	—

福祉避難所等対応フロー図

